

令和2年11月20日



担当課	教職員課・ 教育政策課
担当者	竹内・天野
電話	(073) 435-1196 (073) 435-1135
内線	3122・3102

教育委員会職員の処分について

令和2年11月20日付けで、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1 職員について

<被処分者>

幼稚園 教頭 54歳 女性

<処分内容>

懲戒免職

<処分概要>

被処分者は、育友会が徴収していた育友会会費、教材費及び給食費について、育友会から会計処理を託されていたが、自身の私的な物品を本来の目的の物品に紛れ込ませて購入したにもかかわらず、育友会に対し、その合計金額をもって会計報告を行うという手法で、令和元年度に少なくとも90,903円を横領し、所属園の保護者に損害を与えていた。

このような行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、市職員全体の信用を著しく失墜させるものである。

2 その他の処分について

当該職員に対する管理監督責任として、園長を訓告とした。